

平成30年5月16日

平成30年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

人事委員会事務局

裁決取消及び損害賠償請求訴訟控訴審判決に対する対応について

1 事案の概要

昭和47年2月1日、研修業務の正常な運営を阻害したとして知事から減給10分の1、2月の懲戒処分を受けた原告が、懲戒処分の取消しを求めて同年3月29日に人事委員会に対し審査請求を行った。

平成29年3月27日、請求を棄却する裁決がなされたため、原告は当該裁決の取消しと損害賠償を求めて横浜地方裁判所に提訴し、同年11月15日に本件裁決を取り消すとともに原告の損害賠償請求のうち20万円及び遅延損害金の支払いを命じる旨の判決があった。

県は、本判決には事実の誤認及び法律判断に誤りが認められるとして、同月29日付けで東京高等裁判所に控訴し、原告も損害賠償金全額の支払いを求めて附帯控訴したところ、平成30年4月24日に判決があった。

2 控訴審判決の概要

- (1) 控訴人 神奈川県
(附帯被控訴人)
- (2) 被控訴人 [REDACTED] (原告)
(附帯控訴人)
- (3) 判決主文

ア 本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。

イ 控訴費用は控訴人（神奈川県）の、附帯控訴費用は被控訴人（[REDACTED]氏）の各負担とする。

3 上告等の対応

本件は、憲法解釈の誤りがあるなど上告等の理由に当たらないため、上告等を行わないこととした。

4 判決確定後の対応

- ・ 附帯控訴人も上告等を行わず、平成30年5月9日に控訴審判決が確定したことから、人事委員会は10日、知事が行った懲戒処分を取り消す旨の裁決を行った。
- ・ 平成30年5月11日、県は、損害賠償金及び遅延損害金（20万9,315円）の支払いを行った。